

# 多様な背景を有する外国人旅行者（ムスリム、ベジタリアン、ヴィーガン等） 向けマップ制作事業業務委託仕様書

## 1 目的

2026年に開催する「第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）」及び「第5回アジアパラ競技大会（2026/愛知・名古屋）」に向けて、本県を訪れる外国人旅行者等が宗教的・文化的な習慣に不便を感じることがなく、安心して快適に滞在するために必要な情報の発信等を行うことを目的とする。

## 2 業務内容

### (1) 多様な背景を有する外国人旅行者（ムスリム、ベジタリアン、ヴィーガン等）向けマップ制作のための調査

#### ア 事業概要

2020年度に作成したムスリムツーリストマップに掲載されているムスリム旅行者に対応した飲食店や礼拝施設等の施設情報について情報確認を行うとともに、ムスリム、ベジタリアン、ヴィーガン等の多様な背景を有する外国人旅行者向けマップ制作に向け、新規に掲載する施設等の事前調査を行う。

#### イ 委託内容

- ・現在掲載されている施設の情報について、継続掲載の意向を確認した上で許可を取るとともに、マップ掲載申請書を収受し、更新に必要な情報や写真データ等を収集すること。また、ムスリム、ベジタリアン、ヴィーガン等の対応ポリシーや対応メニュー等の掲載に必要な情報及び写真データ等を収集すること。
- ・愛知県が提供又は受託者において調査した新規掲載施設について、マップ掲載申請書を収受し、取材等を行った上で、掲載のために必要な情報や写真データ等を収集すること。また、ムスリム、ベジタリアン、ヴィーガン等の対応ポリシーや対応メニュー等の掲載に必要な情報及び写真データ等を収集すること。
- ・掲載施設は、飲食店、礼拝スペースを備えた施設、宿泊施設、主要な観光施設、食材店等とすること。
- ・新規掲載施設は15か所以上を追加すること。追加する飲食店は、なごやめしなどの愛知県の地域特性を生かした料理等を提供できる飲食店であることが望ましい。ハラール認証を取得していないムスリムフレンドリー等も可とする。
- ・各施設や提供する料理等を紹介するための写真を入手し、必要があれば撮影を行うこと。既存の写真を使用することも可とする。
- ・写真をマップ及び愛知県観光公式Webサイト「Aichi Now」に掲載する使用許諾を得ること。特に人物が写り込んでいる写真については注意を払うこと。
- ・施設の取材等における訪問日程の調整を含む、情報収集するために必要な一切の事務を行うこと。委託料には、調査、掲載許可の確認、写真撮影にかかる移動手段等に関する費用を全て含むこと。

## (2) 多様な背景を有する外国人旅行者（ムスリム、ベジタリアン、ヴィーガン等）向けマップ制作業務

### ア 事業概要

外国人旅行者の宗教的・文化的な習慣に対応した施設等の必要な情報を、写真やピクトグラムを使用して分かりやすく記載した魅力的なマップを制作し、ムスリム、ベジタリアン、ヴィーガン等の多様な背景を有する外国人旅行者に対する愛知県の受入環境をPRする。また、「Aichi Now」の「MUSLIM INFORMATION」ページに掲載された情報の更新を行うための情報提供リストを作成する。

### イ 委託内容

#### (ア) マップ制作

- ・A3判2枚分（縦長・横長どちらも可）1枚、カラー両面刷りとし、完成版は持ち運びが容易な折り畳みサイズとすること。
- ・10,000部印刷すること。
- ・名古屋市近郊版と愛知県広域版の2種類を作成すること。
- ・使用言語は英語とする。英語を母国語とし、かつ日本語に精通した翻訳者による翻訳及び確認を行い、正確性を確保すること。
- ・掲載内容は受託者において必ずネガティブチェックを行い、本県が内容を確認したものを掲載すること。
- ・旅行者がマップを閲覧しながら旅行できるように、利便性の高いデザインにすること。
- ・飲食店と礼拝スペースを備えた施設を重視して掲載すること。
- ・飲食店については、提供する料理の種類と宗教的・文化的な対応内容を即時に理解できる工夫をすること。
- ・スマートフォン等と併せて活用できるよう、マップから各施設の情報（店舗HP、対応ポリシー、対応メニュー等）の取得や地図アプリへの接続等ができる工夫がなされていること。（Webとの連携を含めた二次元コードの活用等）
- ・固有名詞の表現については、2014年3月に国土交通省観光庁が策定した「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」を参考とし、表記の統一を図ること。
- ・その他、マップ制作に関する一切の業務を行うこと。

#### (イ) Web ページ更新リストの作成等

- ・「Aichi Now」管理・更新の受託業者と打合せの上、情報更新に必要なリストを作成するとともに、使用許諾を得た写真等の提供を行うこと。
- ・その他、Web ページ更新リストの作成等に関する一切の業務を行うこと。

### (3) その他提案

- ・(1) 及び (2) に関連する業務で、委託金額の上限内で実施可能な事業内容があれば提案すること。なお、提案した内容については、受託者において全ての事務を行うこと。

### 3 成果物の提出

下記のとおり、成果物を提出すること。

#### (1) 成果物の種類

##### ア 多様な背景を有する外国人旅行者（ムスリム、ベジタリアン、ヴィーガン等）向けマップ

- ・PDF データー式。
- ・イラストレータ形式（アウトライン化したものとアウトライン化していないもの）一式。
- ・データの納品については、CD-R 又は DVD-R で3枚提出すること。
- ・紙媒体の納品については、10,000部提出すること。

##### イ Web サイトへの提供コンテンツ

- ・「Aichi Now」管理・更新の受託業者に提供した素材（写真等の画像データ、施設情報を入力したファイル等）を提出すること。
- ・納品については、CD-R 又は DVD-R で3枚提出すること。

#### (2) 提出期日

2026年9月14日（月）

### 4 留意事項

- (1) 業務内容については、本仕様書及び企画提案書によること。
- (2) 委託業務の実施に十分な経験と調整能力を有する者を従事させるとともに、作業進行を適切に管理できる責任者を置くこと。
- (3) 本業務は、企画競争型随意契約であるため、企画提案の内容を遵守し、進捗状況、今後の進め方等を逐次報告するほか、委託業務の実施に当たって、事前に本県と十分協議を行うこと。
- (4) 2020年度に作成したムスリムツーリストマップの編集可能なデータは本県から提供する。
- (5) 本仕様書に特に記載のあるものを除き、委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、本契約に含むものとし、受託者が負担すること。
- (6) 委託業務の実施に当たり、使用する図表やデータ、画像、映像等の著作権・使用权等の権利については、受託者において、使用許可等を得ること（本県が提供するものを除く。）。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (7) 本業務により作成する一切の成果物の権利は、全て本県に帰属するものとする。
- (8) 委託業務の実施に当たり、障害や事故等の問題が発生したときは、本県に遅滞なく報告するとともに、速やかに誠実な対応を行うこと。
- (9) 受託者は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類について、本業務の終了した年度の翌年度から起算して5年間、本県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存すること。

## 5 その他

- (1) 本件委託業務の成果物に関する著作権等（著作権法第 27 条、同第 28 条に定める権利を含む。）は、すべて本県に帰属するものとし、受託者に事前に連絡することなく、本県が加工及び二次使用できるものとする。ただし、受託者が作成した納品物に使用されるイラスト、写真、キャラクター等の素材の著作権であって第三者が有するもの、又は受託者が本件業務を受託する以前から有していたものは、この限りではない。
- (2) 受託者は本著作物に関し、委託者又は委託者から本件著作物の譲渡を受けた第三者に対して著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。ただし、受託者が本件業務を受託する以前から有していた著作物については、この限りではない。
- (3) 第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用承諾契約等に関わる一切の手続きを行うこととする。また、第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合は、一切受託者の責任において処理するものとする。
- (4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。